

(書評)

公的職業資格に関する本邦初の網羅的な科学的分析

辻功著『日本の公的職業資格制度の研究－歴史・現状・未来－』

佐々木 享（愛知大学短期大学部）

近年、巷間では、「資格社会の到来」などと「資格」なることばがあふれている感がある。しかしその「資格」なることば、しばしば故意あるいは無知のために、曖昧に用いられている。その背景には、「公的職業資格」と「私的な職業資格」あるいは技能検定とを明確に区分して論じた文献がないなど、ある意味ではやむを得ない事情がある。

本書は、こうした事情にかんがみて、「公的職業資格」とはその資格の内容と取得方法が法令に規定されているものと厳密に規定したうえで、1970年代までの日本に存在した公的職業資格のすべてを対象として、その形成過程からの歴史的発展を素描し、公的職業資格の諸特質を分析した画期的労作である。法令の典拠にはすべて『法令全書』を用いている。以下に紹介する各章のタイトルをふくめ、本書で「職業資格」と称しているものはすべて「公的職業資格」をさしている。本書の内容の章別構成は以下の通りである。

- 第1章 職業資格研究の意義と方法
- 第2章 職業資格制度の創生期
- 第3章 職業資格制度の整備期
- 第4章 職業資格制度の漸進期
- 第5章 職業資格制度の改革期
- 第6章 職業資格制度の発展期
- 第7章 職業資格制度の整合性と不整合性
- 第8章 職業資格制度と学歴
- 第9章 職業資格の現状と動向

第1章において著者は、「公的職業資格」の概念を、「1. 法律、政令、省令、告示（明治初期の太政官布告、達等も含む）、のいずれかまたはそれらの複数の法令によって身分が規定されている。2. 職業上の身分に限られる。3. 不特定多数の人が国（または国の委嘱を受けた機関）が行う試験その他の競争的な審査を受け、同時に複数の人が獲得できる身分である。4. 公務員以外の人でも取得できる身分である。5. 主として、知識・技能に関する身分である。」と限定してとらえている。その結果、しあわせ資格の名で語られる「学歴」と「技能検定」、ふぐ調理師のように都道府県レベルの資格で全国的には通用しない資格は検討対象から除外されている。

職業資格に関する先行研究を精査した著者は、弁護士、教員資格など単一の資格の発達、制度の特色等を考察したもの、医療関係など同一領域内の複数の資格を比較対照して分析したもの、天野郁夫の研究に代表される高等教育機関と職業資

格制度との関係を論じたもの、資格制度と検定との関係、資格制度の設置主体、営業制限、経営活動の制限、資格の認定等を論じた依田有弘の研究があるとし、このうち事実上資格制度全般にわたる文字通り先行研究といえるものは、依田のみとする。しかし依田は国家資格の根拠規定を詳細に調査する必要があると述べるにとどまったから、この点に立ち入って膨大な調査作業をすすめ、その結果を分析し考察したところにこの研究の真価があるとされる。

以上の考察を前提として、著者は明治以来の法令に現れた資格を網羅的にとりあげ、研究の対象となる資格の種類を可能な限り細分して数えている。この場合、あたかも多種にみえる資格も、取得の前提となる学歴や取得方法に注目して区分すると、職業訓練指導員は唯1種と数えられ、学校の教員の資格は教科のレベルまで細分すると207種になるが、取得方法に差異がないので、中学校教諭一級、高等学校教諭一級のレベルで整理すると32種になるとする。こうして資格は316種類となるとし、これらすべてを対象とした。

本書の研究方法は、歴史的研究と調査統計の方法である。ただし調査統計といつても全数調査であるところに、他の研究の追随を許さないこの研究の優れた特色がある。

第2章では、明治初年から1877年までに創出された医制による医師の資格、学制による教員資格を例に、職業資格制度創出の過程が考察される。そしてこの時期の資格制度の特徴は、(1)「職業資格制度のモデルづくり」の性格をもっていたこと、(2)理想の資格制度において学歴を中核に据えようとしたこと、(3)資格制度は別にして、学校制度が整備されるまでは検定試験の制度で補ったり、従来からその職にあった者の既得権を容認していたことにあったとされる。

細目にわたると、海技従事者の資格の創出のように、実務経験重視の資格が出現したこと、紆余曲折を経て代言人の資格が創出され、近代的社会組織に必要な職業資格制度が模索されたことが注目されている。またこの時期の職業資格においては、前歴が有効性を發揮し、また簡易な試験検定で資格が付与されたことを特色としていたとされる。

第3章では1877年から1907年までを対象とし、(1)教員、医師、弁護士など既存の職業資格制度が次第に整備されたこと、(2)1906年の歯科医師法による歯科医師資格の成立、師範学校、中学校、高等女学校等の中等学校教員資格を例に職業資格が分化したこと、(3)獣医など新しい職業資格も誕生しているが、概してこの時期に新設された資格は少ないと、などを指摘し、この時期は職業資格創設が停滞したという。

そのうえでこの時期の職業資格制度の歴史を総括し、(1)既存の資格制度の法的整備がすすんだこと、(2)資格取得の要件の中で学歴が次第にその地位を強めてきたこと、(3)「指定校」「認可校」制度が創出されたことは重要な特徴であると指摘している。

第4章では、1907年から1945年までを対象とし、この時期の資格制度の特徴は、(1)電気事業主任技術者に代表される科学・技術の発展に対応した資格が誕生し始めたこと、(2)軍・官直轄の産業領域の職業資格の制度化が遅れたこと、(3)特許弁理士、今日の公認会計士の前身である計理士、税務代理士など、社会・経済関係の職業資格制度の現れしたこと、(4)弁護士、薬剤師などの資格が整備された他、医療関係のはり師、きゅう師、看護婦、保健婦などの諸資格が出現し、また獣医師から獣医手が分化しり、教員資格が分化しり、海技従事者の資格が細分化したなどように、職業資格制度の分化が著しいこと、などが指摘されている。そして全体的に学歴の要素が色濃くなってきたとされる。

この時期の資格制度のその他の特徴としては、(1)戦前に創設された職業資格は「およそ70年間に50種弱」に過ぎず、戦後に比較すると少ないこと、(2)資格取得の方法の変化したこと、(3)「全体として、学歴による無試験検定へという戦前の趨勢は動かし難い事実で」、「この方式と表裏の関係にあったのが指定校制度であり」、全体して職業資格制度は学歴主義になったとされている。

第5章では、1945年から1956年までの期間を対象にして、国家の変革に対応した第二次大戦後の職業資格制度の変質過程が分析される。その結果、この時期の職業資格制度の改革の特徴は、(1)戦前の職業資格制度の衣替えであり、(2)その職業資格の規定が「戦前にはほとんどなかった」「俗にいう電車運転手、汽車運転士等」についての職業資格が整備されたなど、戦前から「積み残された職業資格」が整備されたこと、(3)建築士、理容師（業務独占）、理髪師（同上）、歯科技工士、診療エックス線技師など、戦前からの職業資格制定運動が結実したことが注目される。

また敗戦後最も意欲的に職業資格を創設したのは労働省で、その特色は、(1)選任資格が多いこと、(2)都道府県労働基準局長が免許付与であること、(3)取得要件に実務経験を組み込んでいるものが多いこと、などであるとされる。

この時期に創設された資格のうち厚生省関係では歯科衛生士、保母、クリーニング師、文部省関係では学芸員、司書教諭、社会教育主事がある。この文部省関係の資格は実質的には無試験検定のものばかりであるとされる。この時期には、騎手、調教師、モーターボート競争選手、同審判員など公営賭博関係の資格制度が初めて創設されたことにも著者は注目している。その他この時期に創設された資格には、土地家屋調査士、宅地建物取引主任者など社会経済関係の資格が注目をひくが、説明はない。

第6章では、1957年から現在までを対象として、分析される。

その特色は、(1)堰堤主任技術者がダム水路主任技術者への

整備を含む電気事業関係の主任技術者や電気工事関係の資格が戦前と比較にならぬ程整備されたこと、(2)職業資格が量的拡大されたことであるとされる。このうち1955年以降の職業資格にみられる顕著な現象は、(1)管理、監督者という組織を取り締まる業務を担当する職業資格が増加したこと、(2)労働安全コンサルタント、衛生工学衛生管理者など、労働安全衛生関係の職業資格の比率の顕著な増大で、これらは選任無資格あるいは配置資格と呼ばれ、学歴と資格との関係を非常に複雑化しているとする。

またこの時期には、医療関係、労働衛生関係、海技資格関係などの資格の細分化、「助言、指導、相談領域」への進出が指摘され、おびただしい職業資格の増加の背景には技術革新の進展のほか、同時に官僚制化という事態もあるとされる。

第7章では、現行の職業資格制度は、量的な増大、科学技術に直接かかわる職業資格の増大、管理業務を担当する職業資格の増大、選任資格の増大などの特色をもつが、そのための法規が複雑になった結果、内部構造が不透明になったとし、職業資格制度の内部的な整合性と不整合性を検討している。その結果、(1)資格名称は「あまり統一的な制度になっていない」、(2)年齢制限や性を明記している法規もあればない法規もある、(3)免許状、免状、証明、検定等の類似の概念も一定の論理に基づいて使い分けられていない、(4)最も多い試験検定と無試験検定の使い分けの根拠に統一性は見られないなどが指摘されている。

第8章では、職業資格制度と学歴との関係が分析される。その場合、著者は職業資格取得の経路を「チャンネル」と称して分析の道具としている。職業資格制度と学歴との関係は、要約すると、「1. 無試験で職業資格付与を認定する際の要件となるものは、学歴、実務経験、講習会（受講）、他の資格所有、職業訓練卒業、養成施設卒業、で、とくに主要な要件は、学歴、実務経験、講習で、「他資格所有」がこれに次ぐ。2. いずれの要件も、単独で無試験認定の必要十分条件を構成することは少ない。3. 単一の要件で構成されているチャンネルだけに注目すると、学歴が最も多く55.7%を占め、実務経験27%、講習11.5%が続く。4. 複数のチャンネルで構成される要件で最も頻出するのは実務経験で、学歴要件がこれに次いでいる」とされ、結論として、「学歴の要件は、職業資格の取得過程のすべてにおいて一定の有効性を、現在もなお保持」し、また「学歴は、職業資格取得過程の前面に立つより、後景に退いて間接的に機能することのほうが多くなっている」という。

第9章では、1975年以降1990年までに誕生した資格を対象として職業資格の現状と動向が分析され、職業資格制度の今後は、(1)多くの省庁による職業資格の創設は続く、(2)創設される職業資格の大部分は、名称独占資格、(3)「社内検定認定制度」に基づいて創設される資格の増加、(4)社会福祉、医療、看護、健康、スポーツ、レクリエーション、生涯学習などの分野での増加、(5)学歴に関係ない資格の創設、(6)資格付与、更新等の業務を民間団体に代行させる形態の増加とその費用（以下48頁へ続く）

大学教育学部紀要第56号』、平成14年2月。

森 和夫「大学教員に求められる職業能力と能力開発プログラム構築の試案—FD活動の機能と能力開発のかかわりの検討を中心にして—」、2002.6、徳島大学大学開放実践センター研究紀要第13号。

柳田雅明（共著）「知的障害者再就職における関係機関連携支援に関する一考察」、『高知大学生涯学習教育研究センター年報平成13年度』、平成14年3月。

山見 豊「能力開発大学校における応用課程の現状と課題」、『職業能力開発研究第20巻』、2002年3月。

〈寄贈図書等〉

筑波大学大学院『教育学研究集録25集（2001）』

筑波大学教育学系『筑波大学教育学系論集26巻』

名古屋大学大学院技術教育学研究室『職業と技術の教育学第15号（2002.4）』

吉本圭一・高校一大学インターナシップ研究会『高校・大学・企業におけるインターナシップの展開と課題』

東京都職業能力開発研修所『公共職業訓練意識調査報告書』

（一般求職者アンケート調査）

名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育科学専攻『教育論議第45号』

芦屋大学『芦屋大学論叢第36号』

（33頁より続き）

は受験者が負担する形態の増加、(7)小さな変更を含む既存の職業資格の存続、という著者の展望が述べられる。

実はこの章で著者による職業資格の分類が初めてしめされる。すなわち著者は、職業資格を(1)無資格者がその仕事をすると罰せられる業務独占（選任資格を含む）と、(2)無資格でもその仕事をすることができますがその名称を名乗ることができない名称独占に大別し、1975年以降に新設された業務独占資格には、「液化石油ガス設備士」など技術革新とともにあって創設されたこと、「選任資格」が多いことを特色としているとする。そして名称独占資格は、①本来の意味での名称独占資格、②「技能検定」を伴う名称独占資格、③「技能審査認定制度」に基づいて創設された名称独占資格、④「社内検定認定制度」に基づいて創設された名称独占資格に分類される。②以下には法的罰則規定がなく、第八章までの分析対象は業務独占資格タイプと名称独占資格のタイプ①のみであったとする。

最後に、評者の感想を述べる。

まず、公的職業資格を厳密に規定し、法令上に登場したその職業資格のすべてを分析した労作には脱帽せざるを得ない。

敢えて欲をいえば、著者の考察が取得方法の変遷に重点がおかかれているため、当該資格の職域（デマケイション）に関する記述は少ない。そのため、公的職業資格制度の本質的な内容を規定する（と評者が考えている）職域（デマケイション）に関する法的規制をめぐる考察が弱いことは否めない。最後の章におかれた著者による職業資格の分類は職域（デマケイション）に関する法的規制を指標としたものである。かりにこれを冒頭に掲げたら、資格制度の歴史的な流れ——例えばたんなる名称独占資格に過ぎない最近の資格創設の動向についても、著者は疑問を投げかけるにとどまっているが、もっと違って見えるのではないか、との感想を禁じ得ない。

本書には、詳細な参考文献が列挙されている。これに各章の叙述の詳細さにふさわしい丁寧な索引をつければ、本書は公的職業資格に関する百科事典の性格をそなえることになつたに違いない。それが欠けていることは惜しまれる。

（日本図書センター、2000年2月、A5版356頁、5400円）

（34頁より続き）

できるのかなど。

最後にこの本の魅力の多くの部分が執筆者の筆力に負うところが多いことである。すでに述べたように、第3章など無味乾燥に陥りやすいところだが、構成を問題提示とその解決

というような形にすることにより、下世話にいう一難去つてまた一難的な興味を引き付ける形としたのは見事である。

最後に繰り返す。面白い本である是非ご一読を。

（東京大学出版会、2000年2月、A5版302頁、6,000円）